

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年3月8日
照会部署名 南関東ブロック本部
相談・給付支援部
照会担当者 サービス推進G 百瀬 渡
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

[業務実施部署の長の確認] [複数] 條本

(案件)

(受付番号) No. 2010-363	休業中の昇給について
------------------------	------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

育児休業中に昇給となり休業中の報酬の支払はないが、育児休業終了後は昇給した金額で報酬が支払われる場合に（上がりの）月額変更の対象となるのか。

例) 21. 3~21. 11 育児休業 末〆 当月払い

従前報酬 200千円

21. 8 (昇給) 200千円→260千円（支払は無し）

21. 12 復帰後初めての支払 260千円

この場合に8月が起算日となるため月額変更不該当となるのか、12月を起算日として月額変更とするのか。また、育児休業以外の休業の場合で取扱がことなるのか、ご教示ください。

(参考) 昭和26. 1. 24 保文発第164号

※疑義照会内容については厚生年金適用支援グループ確認済みです。

(回答)

育児休業から復帰後、実際の支払いが確保された12月を起算日として3月からの月額変更とする。（疑義照会2010-107回答参照）また、育児休業以外の休業であっても同様の扱いとなる。

回答日 平成22年5月11日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 田畠 奈津子
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

[主管担当部署の長の確認] [複数] 山上
(軽微なものについてはグループ長)